

1 貧困をなくそう

ニセコ町の取組

医療や福祉灯油の助成と就学補助

主には社会的弱者になりやすい方々への支援として、医療費や灯油の経費を助成することによって、経済的な格差に歯止めをかけ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指していきます。また、教育の機会均等を図るため、就学が困難な小中学生の保護者へ援助を行います。

2 飢餓をゼロに

ニセコ町の取組

地元産の食材を活用した給食と持続可能な農業

地元の食材を多く活用して安全で安心な給食の提供をしている他、材料費の一部は町民が負担し保護者の負担を軽減しています。また、農業の基本となる土づくりにも力をいれており、高品質なクリーン米の生産にも支援しています。

3 すべての人に健康と福祉を

ニセコ町の取組

子どもの医療への支援と健康づくり

健康的な生活のために、主に社会的弱者になりやすい方々の医療費を助成している他、健康診断や各種予防接種の助成をし、病気の予防や感染症の予防に取り組みしています。また介護予防事業によって高齢者が自立した生活を送れるようサポートしています。

4 質の高い教育をみんなに

ニセコ町の取組

ニセコスタイルの教育、世代を超えた学びを深める機会づくり

家庭や地域のみならず連携・協力し、「ニセコ」に誇りを持ち、たくましく生きる人を目指したコミュニティ・スクールをはじめとしたニセコスタイルの教育を推進しています。また寿大学やあそぶつく講座、町民講座など学びを深める機会を設けています。

5 ジェンダー平等を実現しよう

ニセコ町の取組

女性の検診や保育施設の運営、パパママセミナー等の開催

女性教育の活動支援や起業支援をしている他、女性の検診への助成を実施しています。また、幼児センター、子育て支援センター、子ども館の運営などを通じて、育児を担当しやすい女性の負担を軽減しています。さらにパパママセミナーによって妊娠・出産における必要な知識の普及、交流を図ります。

6 安全な水とトイレを世界中に

ニセコ町の取組

水資源・水循環を守るルールづくり

上下水道やそれにかかる施設の維持管理を行い、問題なく水道が使用できるよう整備しています。また、豊かな水資源を次世代に引き継ぐため、条例等の制定によって環境に配慮したまちづくりを進めています。河川の環境保全のために、排水等がもたらす環境負荷の低減に取り組んでいます。

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

ニセコ町の取組

住宅の省エネ改修への補助、CHP(熱電供給システム)の導入

町内における環境負荷低減を目的に、民間賃貸住宅の新築や住宅の省エネルギー改修工事に対して支援を行うことで、エネルギー消費量の削減を促し、家計や事業経営の改善につながる他、お金の域外への流出を減らすことで、地域内での経済循環に結びつけます。

8 働きがいも 経済成長も

ニセコ町の取組

持続可能な観光地域づくり

町内で積極的な事業展開にチャレンジ・ステップアップを目指す人に対して工事費用・設備品整備の一部を助成しています。また、町内観光事業者の人材育成を図るため、持続可能な観光に関する国際基準に基づいた「トレーニングプログラム研修」などを開催しています。

9 産業と技術革新の基盤をつくろう

ニセコ町の取組

企業者等への支援、町全域の農地基盤整備事業

地域の商工業の振興を図るため、商工会が中心となり伴走型起業支援を実施しています。また、町の基幹産業である農業の振興からなる地域の活性化のため、農地基盤整備のための事業を推進しています。

10 人や国の不平等をなくそう

ニセコ町の取組

国際交流の推進とインターナショナルスクールの誘致

国際交流や観光振興などを担う「国際交流員」を受け入れ、町民との交流を通じて、町の国際化や地域活性化につなげています。また、定住外国人増加への対応として、インターナショナルスクールを誘致しています。学校の垣根を超えた交流も積極的に行われており、国際理解や多様性の尊重につながっています。

11 住み続けられるまちづくりを

ニセコ町の取組

防災対策や役場庁舎・防災センターの整備

地域防災計画に基づき、町民のみならずの生命や身体、財産を災害から守るため、防災センターを兼ねた省エネ性能の高い新庁舎の整備をはじめとし、取組みを進めています。また、道路を安全に通行できるように、社会的弱者にも配慮した丁寧な除雪を行っています。

12 つくる責任 つかう責任

ニセコ町の取組

循環型農業の推進、ごみの細かい分別とリサイクルの推進

生ごみを堆肥化し活用してもらうことで循環型農業を推進しています。また、燃やすごみは固形燃料化して再生利用し、リサイクルできる資源ごみは分別の協力をお願いすることで、資源循環型の社会に寄与しています。

13 気候変動に具体的な対策を

緩和 86%削減 適応

ニセコ町の気候、環境に対する条例の制定

2050年 目指せ!ゼロカーボン

ニセコ町の取組

気候変動対策の推進

町では2050年までにゼロカーボンを目指し、CO2の排出を抑制する「緩和」と、気候変動の影響に対処する「適応」を両輪とする気候変動対策を推進します。また、町全域で「一人当たり」の経済活動の活性化と、温室効果ガス排出抑制の両立の実現を目指します。

14 海の豊かさを守ろう

ニセコ町の取組

環境美化と脱プラスチックの推進

町民みならずのご協力をいただき、各地域の環境美化運動を実施し、河川を経由した海洋ごみの増加を防止します。プラスチックへの依存を極力減少させる「プラスチックフリー社会」の実現に向けて、今後取組みを進めていきます。また、様々な取組みによりCO2の排出を抑制することで、海洋酸性化への影響を低減します。

Niseko ニセコ町の 取組みは SDGs!

一例をご紹介します。

15 陸の豊かさを守ろう

ニセコ町の取組

林業の振興、過剰な開発の抑制による景観維持

木材を中心とした地域資源活用にもつた調査等をつつ、林業の振興を図り奨励し、有害鳥獣対策を実施しています。また、開発などによる水源の汚濁、枯渇を防ぎ、また景観を維持する条例等の制定によって、豊かな自然環境との共存を目指します。

16 平和と公正をすべての人に

ニセコ町の取組

広報広聴活動、情報共有によるまちづくりの推進

まちづくり懇談会や町民講座など、町民の意見や要望を広く聴く機会を設けています。また、広報ニセコや予算説明書等を通じて、まちづくりがすべての人に開かれ、公正でわかりやすいものとなるよう、情報の公開と共有を進めます。「平和で民主的な社会を築き、発展させる力を身につける教育の実現」を目指しています。

17 パートナーシップで目標を達成しよう

ニセコ町の取組

「ニセコ町まちづくり基本条例」に基づく町民主体のまちづくり

「住むことが誇りに思えるまち」をつくり、次の世代に素晴らしいまちを引き継ぐため、ニセコ町のまちづくりの理念を明らかにした条例を制定しました。町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」の実現を図っています。

学習交流センター「あそぶつく」

お母さんの声から生まれた、町民とともに歩む図書館。今でもNPO法人「あそぶつくの会」がボランティア活動と運営管理を担っています。

ニセコ高校の取組み

ニセコ高校では、SDGsを取り入れた活動も行っています。「ワイン×フットバスツアー」の開催など、生徒が自らイベントを企画し、地域に根差した取組みを行っています。

まだまだたくさんの活動をしています!!
ニセコ町SDGsの取組みはホームページで情報発信中!!

目標に向かって

みんなでSDGs

ここで紹介している取組みは一例です。複数のゴールに関連する取組みも多く、町のみならず、民間事業者や町民が主体的に取り組まれている事例もあります。町では、そんなみなさんのSDGsの取組みを随時募集し、町のホームページで紹介しています。ぜひ、みなさんの取組みをお寄せください。

エスディーズ Sustainable Development Goals

SDGsは「持続可能な開発(発展)目標」

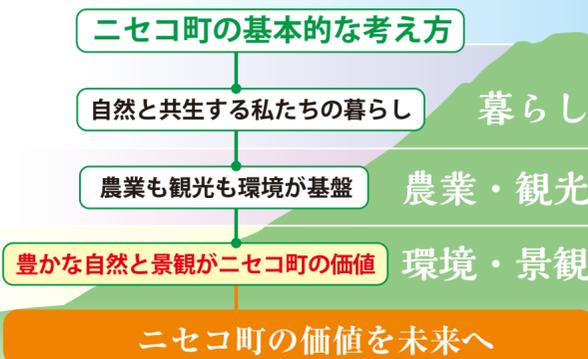
SDGsとは、2015年9月の国連サミットにて全会一致で採択された『持続可能な開発のための2030アジェンダ』(行動計画)に記載された、2016年から2030年までの国際目標のことで、持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と関連する169のターゲットから構成され、地球上の誰ひとりとして取り残さないことを誓っています。SDGsは、日々の私たちの暮らしに関連するものであり、ローカルな地域課題の解決に貢献し、持続可能なまちづくりを推進するものです。



「環境」が暮らしと 地域産業の土台・基礎

ニセコ町は、2大産業である農業と観光業ひいては町民の暮らしは、豊かな自然と景観が基盤との考えのもと、第5次総合計画において「環境創造都市ニセコ」を掲げ、環境を中心に据えたまちづくりを実践しています。

2014年3月には国から環境モデル都市に選定されました。



SDGs未来都市

ニセコ町は2018年6月に、SDGsの達成に向けた取り組み、提案を行う自治体として国から「SDGs未来都市」(※2)に選定されました。

町では、これまでの様々なまちづくりの実践そのものがSDGsの目標達成に貢献するものと考えており、一方で今後の中核事業として、持続可能な街区開発「NISEKO生活・モデル地区」事業(右のイメージ図)に取り組んでいます。

(※2) SDGs未来都市
2021年度現在124自治体。SDGsの達成に向けて優れた提案をする自治体を国が選定するもの。2018年にはじめて全国の29自治体を選ばれ、道内では北海道、札幌市、下川町、ニセコ町(いずれも2018年)、上士幌町(2021年)の5自治体が選定されています。



「サステイナブルタウンニセコ」 の構築

SDGs未来都市として町は今後も、「住民参加」と「情報共有」によるまちづくり、環境モデル都市の取り組みなど、これまでのまちづくりを更に磨きあげ、前に進めています。その中では「環境」「社会」「経済」の各分野で相乗効果を生み出すような取り組みにも果敢にチャレンジしていきます。

農業と観光業の基盤である豊かな自然環境・景観を保全し、未来の子どもたちに引き継ぐことができる「相互扶助社会」づくり、持続可能なまちづくりに取り組んでいます。また、地域経済循環型の社会を推進するため、「共感」を基本とする「共感資本社会」への転換を目指していきたいと考えています。



ニセコ町の 未来をつくる

環境を生かし、資源、経済が
循環する自治のまちを目指して



SDGs未来都市
SDGs Future City
環境モデル都市
Eco Model City

持続可能な まちづくりを目指して——



SDGs
NISEKO生活・モデル地区
ニセコミライ



暮らしの課題解決から生まれた
新しいまちづくりへの挑戦



ニセコ町の市街地に隣接して、最大で450人程度が暮らす街区(まち)の開発を行います。ニセコ町の長年の地域課題である住宅不足・産業を支える人手不足を解消し、地域内経済循環を強化しながら、省エネと再エネを強力に促進する住宅地です。また、住む人にとって快適な住環境づくりを行い、老若男女が混住し、多様な対話が生まれるまちづくりを目指しています。

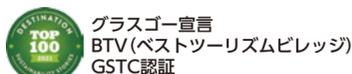


お問合せ：株式会社ニセコまち



持続可能な観光

サステナブル・ツーリズム



持続可能な観光の国際機関「グリーン・デスティネーションズ」の TOP100選を受賞したニセコ町の新たな取り組み



ニセコ町は、国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)で発表された観光における気候変動対策に関する「グラスゴー宣言」に日本の政府機関として唯一「初期起業者」として署名しました。署名者に求められる2050年のネットゼロに向けた取り組みを篇実に進めていきます。

また、観光を通じた文化遺産の促進と保全、持続可能な開発に取り組んでいる地域として国連世界観光機関(UNWTO)の「ベスト・ツーリズム・ビレッジ2021」にも選定されました。このほか、グローバル・サステナブル・ツーリズム協議会(GSTC)が定めた持続可能な観光の国際基準の認証機関(グリーン・デスティネーションズ)から2年連続[TOP100選]を受賞しており、今後は観光事業者がGSTCの国際基準に沿った運営ができるよう支援を行っています。

担当：商工観光課

北海道ニセコ町役場 企画環境課自治創生係

〒048-1595 ニセコ町宇富士見55番地
Tel 0136-44-2121 Fax 0136-44-3500
https://www.town.niseko.lg.jp/chousei/sdgs/
e-mail jichi@town.niseko.lg.jp



町ホームページ
(SDGs未来都市)

相互扶助の精神

地域に住むみんなが互いに助け合い、考え行動する。



有島武郎の農場解放の宣言

「この土地のすべてを諸君に無償で譲渡します。しかし、それは諸君の個々に譲るのではなく、諸君が合同してこの全体を共有するよう御願いするのです。その理由は、生産の大本となる空気、水、土地という類のものは、人類が全体で使用し、人類全体に役立つよう向けられねばならず、個人の利益によって私有されるべきものではないからです。諸君全体がこの土地に責任を感じ、助け合って生産を計り、周囲の状況の変化する結果となることを祈ります」

大正の文豪 有島武郎が
私たちのまちに残してくれた
遺訓「相互扶助」は

今も脈々と受け継がれ
まちづくりの重要なキーワードに
なっています

「住民参加」と 「情報共有」

ニセコ町は2001年、全国で初めて「住民参加」と「情報共有」を町のあらゆる仕事を進める上での基本ルールとした「まちづくり基本条例(※1)」を制定しました。

これに基づき、町民一人ひとりが自ら考え、行動する「真の住民自治」を目指すまちづくりを現在も続けています。ニセコ町では、持続可能性とは、経済の自立、自然環境の継承のみならず、地域住民の自治意識が欠かせないものであると考えています。

(※1) ニセコ町まちづくり基本条例
ニセコ町の「ミコ憲法」へニセコ町のまちづくりすべてにかかわる条例(自治基本条例)

『まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。』(条例前文より引用)

この条例はニセコ町のまちづくりを進める上での「町民共通ルール」として定められました。町民が住むことそのものが、誇りに思える「暮らしづくり」を発展させること。この条例を基本とし、わたしたち自身が「市民」として主体的に考え、まちづくりに参加し、自治を守り、進めるものと考えています。



なだれ〜ライジングでの対話の様子